

秋 田 市 公 報

あきた

第1222号 号外第4号

令和8年09月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

監査公表

監査公表

監査委員事務局

監査公表

令和 7 年度財政援助団体等監査について、秋田市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 藤 田 信

秋田市監査委員 堀 内 和 恵

令 8 総 第 1 1 0 6 号

令和 8 年 8 月 2 4 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 沼 谷 純

財政援助団体等監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和 7 年度に実施された財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、次のとおり通知します。

措 置 状 況 調 書

【 監 査 の 結 果 】	【 措 置 の 内 容 】
(1) 秋田市夏まつり雄物川花火大会実行委員会 ウ 監査の結果 (ア) 財政援助団体関係（秋田市夏まつり雄物川花火大会実行委員会） a 実行委員会で保管する預金通帳の収支決算書提出日時点における差引残高と、市に提出された収支決算書の金額に相違が見られた。正しい金額を確認するとともに、支払のため口座から引き出した現金の金額と、支払後に口座に戻した金額の記録がないことが主な原因と見られるため、透明性確保の観点から、現金の流れが分かるよう記録を作成するなど対策を講じ、適正な事務執行に努められたい。 b 預金通帳および銀行印の管理を1人で行い、振込や現金の引き出しなどの経理事務も実質的に1人で行っていた。安全性や透明性確保の観点から、預金通帳および銀行印の管理や経理事務の体制の見直しを検討されたい。 c 秋田市地域振興補助金交付要綱で実績報告書に添えて提出することとなっている事業報告書が提出されていなかった。今後は、要綱に基づき適正に事務処理を行うとともに、同様の不備を防ぐため、事務処理体制の見直しを検討されたい。 (イ) 所管課関係（西部市民サービスセンター） a 秋田市地域振興補助金交付要綱	a 改めて収支を確認したところ、収支決算書のコピーが正しい金額であった。支払のため口座から引き出した現金の金額と、支払後に口座に戻した金額の記録がないことが、金額に相違があった主な原因であったため、今後は透明性確保の観点から、現金の流れが分かる帳簿を作成し、預金通帳の差引残高と市に提出する収支決算書のコピーに相違がないよう確認することとした。 b 今後はこれまで事務局長1人で行っていた業務を、経理担当、各種申請担当、補助金担当に細分化して人員を複数名配置するなど事務局体制を改めた。 c 今後は要綱を確認した上で、チェックリストを作成し、担当者と事務局長でダブルチェックする体制とした。 a 今後は、実績報告書が提出された際に

で実績報告書に添えて提出することとなっている事業報告書が提出されていないことに気付かず実績報告書を受領し、補助額を確定していた。今後同様の不備を防ぐため、事務処理体制を見直されたい。 b (ア)に記載のとおり、援助団体の事務に関して見直しを要する点が見られたことから、補助金の厳正な取扱いがなされるよう適切に指導されたい。	担当リーダーと職員が添付書類に不備がないか確認することとした。 b 今後は、秋田市地域振興補助金交付要綱第11条に基づき、書類による確認に加え、必要に応じて事務処理体制や会計管理方法を確認し、必要な助言等を行うこととした。
(2) 土崎港祭り実行委員会 ウ 監査の結果 (ア) 財政援助団体関係（土崎港祭り実行委員会） a 補助金に係る支払の大半が現金で行われており、多額の現金を事務所で扱っていた。安全性や透明性確保の観点から、口座振込とするなど、支払い方法を見直されたい。 b 預金通帳および銀行印を鍵のかかる場所に保管しているものの、鍵を管理している担当者が1人で現金を引き出せる状況となっていた。安全性や透明性確保の観点から、預金通帳および銀行印の管理体制の見直しを検討されたい。 (イ) 所管課関係（北部市民サービスセンター） (ア)に記載のとおり、援助団体の事務に関して見直しを要する点が見られたことから、補助金の厳正な取扱いがなされるよう適切に指導されたい。	a 令和8年度からは、支払い事務の効率性と安全性の両立を図るため、口座振込を基本とし、口座振込できない場合は、前渡金によることとした。 b 令和8年度からは、預金通帳と銀行印の管理を分離し、安全性を確保するとともに、それぞれの管理者が相互に使用状況をチェックすることで透明性を確保することとした。 (イ) 監査の結果を踏まえ、援助団体と協議を行い、支払は口座振込を基本とすること、預金通帳と銀行印の管理者を分離することで安全性と透明性を確保することなど、適正な補助金管理に努めるよう指導した。